

第12回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月9日(火) 午後3時00分
- 2 開催場所 いすみ市役所 3階 大会議室
- 3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一	2番 織本 幸一	3番 鈴木 茂雄
4番 吉清 哲司	5番 池田 誠	6番 中村 好男
7番 三枝 正直	8番 高橋 奈緒美	9番 高浦 伸芳
10番 麻生 等	11番 福山 博久	12番 松崎 秋夫
13番 吉野 鋭致		
- 4 欠席委員
なし
- 5 提出議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について
 - 議案第5号 農地法第5場の規定による許可申請について
 - 議案第6号 令和3年度第8次農用地利用集積計画(案)について
 - 議案第7号 農用地利用計画(案)についてその他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

ただいまから令和3年第12回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたします事をご報告いたします。

また、皆さんのお席に「農地の転用事実に関する照会書」を一枚置かせていただきましたのでよろしくお願いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号7番 三枝委員、議席番号8番 高橋委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号8の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から番号7を審議していただき、その後番号8について審議をお願いいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明します。

番号1、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に近く耕作に便利な為です。

申請土地、弥正字北ノ後、地目畑、〇〇〇㎡。ほか4筆。5筆合計〇〇〇㎡。譲受人は、利用権を設定し本件土地を40年以上耕作しており、この度、所有権移転を行うものです。権利内容、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、

自宅に隣接し耕作に便利な為です。

申請土地、作田字東台、地目畑、〇〇〇㎡。ほか1筆。2筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号3、本件は、先月の総会において取下げ申請のあったものを、営農計画の見直しをし再度申請されたものとなります。見直しの内容につきましては、当初申請地5筆のうちJRの線路側に所在する、大原山王下の2筆についてとなります。

この2筆は利用権が設定され、田として耕作されておりましたが、譲受人の当初計画では、土入れを行い畑とし、有機栽培による野菜および果樹畑とする計画でした。この点について、現耕作者と調整を重ねた結果、現況通り田として耕作することとし、耕作者の同意が得られたため、今回改めて申請がなされたものです。

譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、新規就農の為です。

申請土地、大原字原ノ台、地目田、〇〇〇㎡。ほか4筆。5筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、若山字水分、地目田、〇〇〇㎡。ほか4筆。5筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号4です。

番号5、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、新田字北佃、地目田、〇〇〇㎡。ほか5筆。6筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号5です。

番号6、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、佐室字南野際、地目畑、〇〇〇㎡。ほか4筆。5筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号6です。

番号7、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、新規就農の為です。譲受人は申請地に隣接する居宅を同時に取得し居住します。

申請土地、岬町谷上字豆戸大谷、地目田、〇〇〇㎡。ほか5筆。6筆合計
〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号7です。

番号1から7につきまして、以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、2番、織本委員の補足説明をお願いいたします。

織本委員 2番、織本です。事務局説明のとおり、譲受人がすでに耕作おり、問題
ありません。

議 長 番号2について、11番、福山委員の補足説明をお願いいたします。

福山委員 11番、福山です。只今事務局より説明のとおりで問題ありません。

議 長 番号3について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番、池田です。詳細につきましては、事務局の方から説明がありまし
たけども、一点だけお話しいたします。農地利用集積計画の定めにより権
利が決定されましたけれども、2021年に譲渡人と権利者が話し合った
中で、賃貸借契約の解除に合意されたものであります。

議 長 番号4及び番号5について、4番吉清委員の補足説明をお願いいたしま
す。

吉清委員 4番、吉清です。事務局説明のとおりです。何ら問題ないと思います。
ご審議よろしく申し上げます。

議 長 番号6について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 9番、高浦です。買受人は今回申請地の周辺に農地を持っていまして、
特に問題ありません。以上です。

議 長 番号7について、6番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 6番、中村です。畑については問題ないですけれども、田圃については、
耕作しておりまして、貸している形になっていますので、その点をはっき
りさせてからが良いと思います。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませ
んか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない
場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号7については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第1号の番号4についての審議に移りますが、議事参与の制限により、私は、しばらくの間、退室をさせていただきますので、その間、議長を織本副会長にお願いいたします。

(藤平会長退室)

副会長 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

番号8について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号8、譲渡人理由は、離農の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岩船字大木下、地目田、〇〇〇㎡、ほか2筆。3筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号8です。

番号8につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号8について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番、池田です。申請地は3箇所に分かれていまして、まず岩船大木下については、以前の岩船土地改良区の際に区画された田がありまして、その他は2箇所畑で、水稻の耕作並びに野菜の栽培をしている所です。譲受人は農地所有適格法人を経営しており、管内の耕作地を大々的に営農しており、家族3人で労働力並びに技術又機械が揃っており、問題ないものと思われまます。ご審議申し上げます。

副会長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 無し。

副会長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決する事にご異議無い場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号、番号8については、原案のとおり可決されました。

それでは、藤平会長の入室をお願いいたします。

(藤平会長入室)

副 会 長 会長が戻りましたので、これで議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

議 長 続きますして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は松丸東台の畑〇〇〇㎡で、松丸住宅の西側に位置します。図面番号9です。

申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可できるものに該当します。

申請者は現在親と同居しておりますが、農業後継者として、親の面倒を見ながら生活をする為、現在の住居の前にある自己の農地に妻と共有の住宅を建築します。この為、自己の転用については農地法第4条の規定による許可申請、妻の転用については農地法第5条の規定による許可申請となり、本申請と同時に第5条許可申請がなされております。議案第5号番号1です。

用水は市営水道。排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。

権利の内容は、第4条については転用、第5条については使用貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法について令和3年10月26日付けで建設課に道路占用許可申請がなされております。

番号2、本件土地は山田荒畑の田〇〇〇㎡で、東ダムの東側に位置します。図面番号10です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、農地造

成の為の一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、例外的に許可できるものに該当します。

申請地は低い田であり、耕作に不便である事から、土砂による農地造成を行い、畑とします。造成後はヒマワリを作付けする計画です。

埋立てに使用する土砂は、横浜市の開発現場からの建設発生土で、約〇〇〇立方メートルを使用します。

他法令の関係は、小規模埋立て条例について、令和3年10月27日付けで環境水道課に小規模埋立て等許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。
番号1について、7番、三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三 枝 委 員 7番、三枝です。事務局説明のとおりで問題ないので、審議の程お願い
します。

議 長 番号2について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 9番、高浦です。事務局説明のとおり、農地を畑にするということで、
周辺の条例に基づいて、適正に対処して行かれるならば、低い農地を高く
するという事なので問題ないと思います。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませ
んか。

委 員 無し。

議 長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決する事にご異議無い場合
は举手願います。

举手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請につ

いてご説明いたします。

番号1、本件土地は、大原仲ノ台の田〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡で、コインランドリーの東側に位置します。図面番号11です。

当初計画内容、貸店舗用地（1棟）及び駐車場（14台）。当初許可年月日、平成25年12月16日承認及び許可、千葉県夷農指令第956号の3、第71号の9-9、9-10、9-11。

変更理由、国道に面し、利便性の高いことから需要を見込んで貸店舗用地を計画したが、借り手が見つからなかった為、5筆を売却し、1筆を看板用地に変更する。

売却の5筆については、本申請と同時に承継を伴う計画変更承認申請がなされており、詳細はこの後、議案第4号にて説明いたします。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

国道沿いで人目に付き易いことから、自社宣伝用の看板を建てる計画です。

所要資金は〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番、池田です。事務局から説明のあった変更理由で問題ないと思われ
ますので、ご審議お願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決する事にご異議無い場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号ですが、説明の前に議案の訂正がございます。番号2の右から2つ目の欄の申請土地の欄ですが、地目が田と記載しておりますが、畑の誤りでございます。お詫びして訂正させていただきます。

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は、大原仲ノ台の田〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡で、議案第3号番号1の申請地に隣接しています。図面番号11です。

当初計画内容、貸店舗用地（1棟）及び駐車場（14台）。当初許可年月日、平成25年12月16日承認及び許可。承認及び許可指令番号、千葉県夷農指令第956号の3、第71号の9-9、9-10、9-11。

変更理由、国道に面し、利便性の高いことから需要を見込んで貸店舗用地を計画したが、借り手が見つからなかった為、5筆を売却し、1筆を看板用地に変更する。

看板用地については、議案第3号で説明済みです。

申請地は議案第3号番号1と同様の要件である事から第2種農地に該当します。

承継者は生命保険相互会社であり、現在勝浦営業部の建物老朽化や大原営業部が津波ハザードエリアに事務所を構えていることから、両営業部の統合・移転を目的に申請地を譲受け、事務所（〇〇〇㎡）及び駐車場（〇〇台）を建設する計画です。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽を通じ、蒸発拡散装置で処理します。

所要資金は約〇〇〇円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、宅地開発事業事前協議が令和3年10月4日付けで建設課に申出済、道路法について夷隅土木事務所に協議予定となっております。

番号2、本件土地は、大原仲ノ台の田と畑〇〇〇㎡で、議案第4号番号1の申請地の北側に位置します。図面番号12です。

当初計画内容、建売分譲住宅（〇〇〇棟）及び駐車場（〇〇〇台）。当

初許可年月日、平成30年6月29日許可。許可指令番号、千葉県夷農指令第165号の2-12。

変更理由、移住者の需要を見込んでいたが、田園がなく、国道の騒音等により需要がなくなった為。

申請地は番号1と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

承継者は、現在申請地の近くで、事務所を構えておりますが、国道に面した交通の便の良い申請地を借りて事務所と駐車場を建設し、移転する計画です。

用水は市営水道、排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、既存水路に放流します。

権利の内容は賃借権設定です。本申請と同時に農地法第5条の許可申請がなされております。議案第5号番号3です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、夷隅土木事務所に協議予定です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番、池田です。事務局から説明のありましたとおり、やむを得ないものと思われますので、ご審議お願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決する事にご異議無い場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1は議案第2号番号1と同一案件である為、説明を省略いたします。

番号2、本件は弥正吹良の田と畑〇〇〇㎡で、広域消防夷隅分署の南西に位置します。図面番号13です。

申請地は小集団の生産性の低い農地である事から、第2種農地に該当します。

借主は、合成化工の工場敷地内の資材置場が狭く、安全上の問題があるため、工場敷地に隣接の農地を借受け、資材置場を整備します。申請地は90cmの埋立てを行います。埋立て面積は500㎡未満のため小規模埋立て条例には該当しません。埋立ての土砂は工場敷地内の新設工場建築の際の掘削により発生する土砂を使用します。

権利の内容は賃借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

番号3は議案第4号番号2と同一案件である為、説明を省略いたします。

番号4と番号5は同一案件の為、一括で説明いたします。

本件は、大原小関谷の畑〇〇〇㎡で、大聖寺堰の東側に位置します。図面番号14です。

申請地は、番号2と同様の要件である事から、第2種農地に該当します。

譲受人は不動産関係を主たる業務とする法人であり、申請地を譲受け、建売分譲住宅（8棟計〇〇〇㎡）、資材置場（〇〇〇㎡）、道路〇〇〇㎡に転用する計画です。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、宅地開発事業事前協議について、令和3年10月13日付けで建設課になされております。

番号6、本件は、小澤宮ノ前の田〇〇〇㎡で、諏訪神社の北側に位置し

ます。図面番号15です。

申請地は、浪花駅より300m以内の為、第3種農地に該当します。

譲受人は、隣接する敷地内に工場を新設する計画があり、それに伴い資材置場が必要となることから、申請地を取得し、資材置場に転用する計画です。

土砂による埋立てを行います。500㎡未満の為、小規模埋立て条例には該当しません。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号7、本件は、日在鶴沼の畑〇〇〇㎡で大山神社の北側に位置します。

図面番号16です。

申請地は、土地改良区域内であるため、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で、集落に接続して設置されるものである事から、例外的に許可できるものに該当します。

譲受人は不動産業を主たる業務とする法人で、田舎暮らしの要望に応じる為、幹線道路に近く、利便性が高い事から建売分譲住宅の計画をいたしました。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、設置予定の道路側溝へ放流します。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号8、本件は、下布施山ノ神の畑〇〇〇㎡で名熊ダムの北東に位置します。図面番号17です。

申請地は、番号2と同様の要件である為、第2種農地に該当します。

譲受人は観光事業を主たる業務とする法人で、申請地周辺において観光の拠点づくりの為、温泉井戸の掘削を計画しました。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

掘削で生じる排水は敷地内浸透処理とします。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号9、本件は、岬町長者南大下宿の畑155㎡で長者小学校の南側に位置します。図面番号18です。

申請地は、都市計画法に規定する用途地域内の為、第3種農地に該当します。

譲受人は、申請地隣接の住宅を社宅として購入しましたが、敷地内に、住宅と倉庫が建っており、手狭な状況であることから、申請地を購入し、敷地を拡張して、庭として使用します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、7番、三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三枝委員 7番、三枝です。先程の説明同様問題ないので、ご審議お願いします。

議 長 番号2について、2番、織本委員の補足説明をお願いいたします。

織本委員 2番、織本です。事務局の説明どおり問題ありません。

議 長 番号3から番号6について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番、池田です。

3番については、事務局説明のとおり問題ありません。

4番については、申請地は昔、魚の干場でありまして、現況は休耕地となっております。それで地盤が、現況地盤面と同じ高さで事業を行います。あとについては、近隣関係者3人に説明をして同意を得ています。

5番については、事務局説明のとおり問題ありません。

6番については、申請地が現工場敷地と1.6mほどの高低差がある為、高さ1.9m、厚さ20cmの擁壁を建設しまして、工場新設は敷地内で大丈夫ですが、工場で必要とする材料の置場が必要となるため設置するものです。あとは事務局説明のとおりです。ご審議お願いします。

議 長 番号7について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 4番、吉清です。先程事務局説明のとおりで問題ありません。ご審議の

程お願いします。

議長 番号8について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 3番、鈴木です。先程事務局から説明のありましたとおり名熊ダムの入口で土地改良区域外の土地でありまして、観光業者が温浴施設を造る為の前段としまして、この畑に温泉を掘る為という事で何ら問題ありません。

議長 番号9について、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 12番、松崎です。事務局説明のとおりで、申請地につきましては、手前に住宅が建っておりまして、その住宅を通過してでないと入る事が出来ない様に周りは囲まれておりまして、手前の住宅を購入している方が必要という事で問題はないと思います。ご審議の程お願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決する事にご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、令和3年度第8次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、令和3年度第8次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和3年10月25日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経る事が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権43件、貸付者41名、借受者14名、
田、159,634㎡、畑、3,962㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各

要件を満たしている事から決定依頼がなされており、問題ないものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 無し。

議 長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決する事にご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号、農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

借受申込者3名、借受面積、田、14,844㎡、畑1,366㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められており、問題ないものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議無い場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、説明いたします。

説明の前に、議案配布時に報告内容について落丁しておりお詫び申し上げます。

お手元に報告資料を配布しましたので、ご確認ください。

今回は10月31日までに回答済の5件について報告資料記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 無し。

議長 他に無い様でございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上もちまして令和3年第12回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

事務局から何点かご連絡がございます。

はじめに、12月の総会ですが、12月9日（木）午後3時から大原庁舎3階大会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、11月22日（月）・24日（水）及び25日（木）の3日間といたします。現地確認につきましては、11月26日（金）及び29日（月）で予定しております。スケジュールの調整をよろしく願いいたします。

次に、活動記録簿についてですが、本日10月分をお持ちの方は提出をお願いします。

また、通知をさせていただきましたが、11月15日（月）の午後1時半から、ここ大会議室を会場として、農業委員及び推進委員合同の研修会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の会議日程は全て終了とさせていただきます。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後3時57分)

議事録署名人

議長

7番委員

8番委員